

# 全体財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

#### ③ 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 10年～60年

物品 1年～20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

#### ③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法  
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

##### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

##### ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (6) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## 2 追加情報

#### (1) 全体財務書類の対象範囲

一般会計

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

介護保険事業特別会計

診療所事業特別会計

温泉事業特別会計

銅山観光事業特別会計

公共用地先行取得事業特別会計

水道事業会計

## 下水道事業会計

### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

### (3) 貸借対照表に係る事項

#### ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

##### ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

##### イ 内訳

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 事業用資産 | 80,044,096 円 ( 80,044,096 円) |
|-------|------------------------------|

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 土地 | 80,044,096 円 ( 80,044,096 円) |
|----|------------------------------|

令和 5 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によつてい  
ます。

上記の括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。